

**お知らせ**

**令和4年度  
固定資産税について**

令和4年度固定資産税納税通知書を4月上旬に発送します。

**課税明細書をご確認ください**

土地の現況や利用状況に変更があった場合、家屋の新増築・解体をした場合は、税務会計課課税班にご連絡ください。

**納期限**

- 第1期 5月2日(月)
- 第2期 8月1日(月)
- 第3期 9月30日(金)
- 第4期 11月30日(水)

☎ 税務会計課 TEL 0193-42-8711

**令和4年度固定資産税の  
縦覧・閲覧制度について**

**【縦覧帳簿の縦覧】**

土地や家屋を所有している納税義務者が、他の土地や家屋との比較を通じて、自己の土地や家屋の価格が適正であることを確認することができます(無料)。

**【縦覧できる帳簿】**

- 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・区域・地目・地積・価格)
- 家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

**【縦覧できる人】**

令和4年度 固定資産税の納税義務者

**【固定資産課税台帳の閲覧】**

納税義務者は固定資産課税台帳(土

地・家屋・償却資産)に自己の資産が記載された部分について閲覧できます(無料)。

**【閲覧できる帳簿】**

固定資産税課税台帳兼名寄帳

**【閲覧できる人】**

令和4年度 固定資産税の納税義務者・借地借家人など(賃貸借契約書等が必要。該当部分に限る)

**【縦覧・閲覧期間】**

4月1日(金)～4月28日(木)  
※土・日・祝日は除く  
8:30～17:15

**【縦覧・閲覧場所】**

大槌町役場 税務会計課

**【必要書類】**

縦覧・閲覧は、相続人(相続人とわかる書類が必要)・納税管理人・代理

人(委任状が必要)もできますが、必ず本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参して下さい。なお、委任状には必ず本人の自署・押印(法人の場合は代表者印)が必要です。

☎ 税務会計課 TEL 0193-42-8711

**納税義務者の相続について**

固定資産税は毎年1月1日時点の所有者に課税されます。所有者が亡くなった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、税務会計課へ固定資産現所有者(相続人代表)申告書を提出してください。

**【相続登記について】**

土地建物の相続登記は別途手続きが必要です。登記手続きに関することは法務局にお問い合わせください。

☎ 盛岡地方税務局宮古支局

宮古市小山田1丁目1-1

TEL 0193-62-2337

**国民年金の  
学生納付特例制度**

国民年金には、学生である期間について、本人所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

猶予期間は4月から翌年3月までの1年間です。翌年度も在学予定の場合には、4月初めに申請書が送付されます

ので、引き続き希望する場合は、再度申請してください。

また、学生納付特例の期間は、将来受け取る年金額には反映されませんので、後から納付することをお勧めします。

**【申請受付場所】**

大槌町役場  
宮古年金事務所(宮古市太田1-7-12)

**【用意するもの】**

在学証明書(原本)または有効期限や学年の記載された学生証、基礎年金番号が分かるもの

**【留意事項】**

- ・本制度は、毎年度手続きが必要です。
- ・過去2年分(2年1ヶ月前)までさかのぼって手続きをすることができます。
- ・学生納付特例期間中の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができます。
- ・学生納付特例の期間は、障害年金や遺族年金の受給資格期間となりますので、万が一の場合も安心です。

☎ 宮古年金事務所 TEL 0193-62-1963

町民課 国保年金班 TEL 0193-42-8713

**地域コミュニティ活動へ  
助成金を交付します**

被災者を取り巻く地域の課題解決に向け、地域住民が主体的に取り組む自律的な地域コミュニティ活動事業に対して助成金を交付します。

**【事業期間】** 令和5年3月12日(日)までに実施する事業

**【助成金額】**

- (1)1団体での取り組みについては上限19万円(10/10助成)
- (2)複数団体での取り組みについては1団体につき上限10万円(10/10助成)

**【申請受付】** 令和5年1月31日まで  
詳細は、町HPをご覧ください。  
☎ 協働地域づくり推進課

TEL 0193-42-8718

**協働によるふるさとづくりの  
ための補助金を交付します**

自治会町内会や自主防災組織、コミュニティ活動団体やNPO団体が創意工夫して実施する地域づくりのための事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

**【事業期間】** 令和5年3月末までに実施する事業

**【補助率】** 9/10

**【上限額】** 10万円

**【申請受付】** 6月17日(金)まで  
審査により採択します。申請多数の場合、地域コミュニティ活動推進助成金を受けていない団体を優先します。申請方法は町HPをご覧ください。☎ 協働地域づくり推進課

TEL 0193-42-8718

**東日本大震災津波浸水区域における固定資産税について  
減免終了に伴い令和4年度から通常課税となります**

**◆津波浸水区域における固定資産税について**

東日本大震災以降継続してきました、津波浸水区域内で対象と認められる土地・家屋の固定資産税減免は令和3年度で終了し、**今年度(令和4年度)から通常課税**となります。

年 度	未使用土地・家屋	使用している土地・家屋
令和3年度まで	全額減免	2分の1減免
令和4年度以降	通常課税	

※固定資産税の減免終了に伴い、国民健康保険税に影響が出る場合もあります。

現在適用されている主な特例については、下記のとおりです

**◆被災住宅用地の特例**

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)を令和8年度まで住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分(ただし家屋の床面積の10倍まで)は3分の1としています。ただし、被災住宅用地を敷地以外に利用されている場合は適用されません。

**◆被災代替住宅用地の特例**

被災住宅用地の所有者等が被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、被災代替土地のうち被災住宅用地相当分について、取得後3年度分は住宅用地とみなし、課税標準額を200㎡までは6分の1、それを超える部分(ただし家屋の床面積の10倍まで)は3分の1としています。

**◆被災代替家屋の特例**

東日本大震災により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が、その家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和8年3月31日までの間に取得、又は改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、取得、又は改築後4年度分を2分の1、その後2年度分を3分の1減額します。

**◆被災代替償却資産の特例**

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が、その償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を令和6年3月31日までの間に取得、又は改良した場合には、取得、又は改良後4年度分の課税標準額について、価格の2分の1とする特例を適用します。

※新たに上記の代替資産に関する固定資産税の特例措置を受けるためには申告が必要です。

☎ 税務会計課 TEL 0193-42-8711

魔法のバブル marbb マーブヘッドスバ  
が体験できるお店

初回おためし 通常(税込)1,100円のところ **550円(税込)**

今話題! 髪質改善トリートメント **3,300円(税込)** marbbと一緒にトリートメントすることでより一層の効果が期待できます

※新型コロナウイルス対策実施店(オゾン発生器を使用しております)

予約優先

KUMON  
Baby Kumon

公文式 おしゃっち教室  
毎週 月・金/14:30~20:00  
連絡先 090-7526-6293 (山本和子)

詳細はこちら↑

半歩先行くお気遣い 気持ちが楽になるお葬式

**大槌家族葬ホール** 1組貸切式場

思い出に「ありがとう」の気持ちを添えて。

貸切会場はまるで自宅にいるようなあたたかさ

- 貸切だから気兼ねなくお過ごしいただけます
- 現代の葬儀事情に丁度いい大きさのホールです
- 地元出身の担当者が対応させていただきます

**【見学会】** いつでも見学できます。御来館の皆様には粗品を進呈!

事前相談を行った方は葬儀ご利用時に割引いたします。

事前のご相談・資料請求・ご依頼は  
**ハウスセレモニー株式会社**  
末広町11-7 ☎ 27-9904